

墨田区のお知らせ2014.5.1

NO.1745 (毎月1日・11日・21日発行)

# すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

すみだと全国の旬間歳時記

### ●八十八夜

立春から数えて88日目のことで、今年5月2日にあたる。「八十八」という字を組み合わせると「米」の字ができることから、農業に従事する人にとっては特に重要な日とされている。この日を目安に、新茶の摘み取りを始めることが多い。

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

### ●2面以降の主な内容

- 2・3面…「地域を支えたい」そんなあなたを応援します
- 4・5面…クリーンキャンペーン
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

<http://www.city.sumida.lg.jp/>



【左上】平成25年度「市民後見人養成研修」の様子  
【右上】研修の一環としての生活支援員活動について打合せをする受講生  
【左】25年度「市民後見人養成研修」受講生の皆さん

## 地域みんなで支えあう社会貢献 市民後見人

皆さんは、「市民後見人」をご存知ですか。市民後見人は、認知症や障害などのため、ものを購入したりサービスを利用したりする際に、自分自身で正しい判断をすることが難しい方を地域で支える人のことです。今号1面では、市民後見人を育成するための区の取組を、2・3面では、市民後見人をはじめとする、誰もが安心して暮らし続けられるように地域で支えあうための仕組みなどについて紹介します。

### 大切な権利や財産を守るしくみ

認知症や知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方が、住み慣れた地域でこれまでどおり暮らせるよう支援する制度が「成年後見制度」です。

市民後見人は、この制度に基づき、区や社会福祉協議会などと連携しながら、福祉サービスを利用するため

の契約締結や、預貯金等の財産の適正な管理など、様々な法律行為を本人に代わって行います。これにより、本人の意思をできる限り尊重しながら、本人の権利や財産を不当な侵害から守ります。

### 住み慣れた地域で社会貢献しませんか

区では、一人でも多くの方がこの制度を利用できるよう、平成23年

度から「市民後見人養成研修」を実施し、市民後見人を積極的に育成しています。これまでに研修を修了した方は24人、市民後見人として選任された方は9人で、これは23区の中では高い水準です。しかし、認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度を必要とする方が増えていくと予想されることからまだ十分ではありません。

市民後見人になるために何より大

切なのは、「住み慣れた地域のために働きたい」という強い気持ちです。必要な心構えや知識、各種制度などについては市民後見人養成研修で学ぶことができます。「研修に参加したい」、「どのようなことを学ぶのか知りたい」という方は、まずは、研修に先立って開催する説明会に、ぜひ、ご参加ください。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

### 市民後見人に関心がある方は、ぜひ、ご参加ください

#### ■市民後見人養成研修説明会

成年後見制度と市民後見人の仕事についての説明会を開催します。市民後見人養成研修の受講を希望される方は、必ずご参加ください。

【とき】6月25日(水) 午後2時～4時【ところ】区役所会議室131(13階)【内容】▶オリエンテーション▶講演「成年後見制度と市民後見人の概要」▶質疑応答  
\*研修の申込みに必要な応募紙を配布【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方【定員】先着50人【費用】無料【申込み】事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ \*申込みは6月24日午後3時まで

#### ■市民後見人養成研修

【とき】8月19日(火)～平成27年8月【ところ】すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)【対象】区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方【費用】無料【申込み】応募書類を直接、7月3日までに厚生課厚生係(区役所3階)へ \*研修の受講には、開講前に実施する選考(書類選考および面接、小論文)に合格する必要あり

### 研修で学んだことを活かし、「トコトンやりつくす」市民後見人になりたいです



平成25年度市民後見人養成研修受講生 清水勇行さん

以前から、成年後見制度については関心を持っていました。図書館で「市民後見人養成研修」のチラシを見て、親族でなくても後見人になれると知り、研修の説明会に参加しました。会場には座りきれないほどの参加者がいて、市民後見人への社会的な関心の高さに驚いたのを覚えています。

研修は、基礎から実践までを体系的に学べる内容になっています。特に「相手に共感しながら丁寧に聴く」という傾聴の方法を学ぶことは、相手との信頼関係を築くのに不可欠で、とても有意義だと思います。一方、期間が長いので、一部だけでも受講できる「聴講生」のような仕組みがあると、より養成研修に参加しやすくなるのではないのでしょうか。

将来は、相手のために「トコトンやりつくす」市民後見人になりたいと思います。また、市民後見人に関心はあるものの、最初の一步を踏み出せないでいる人たちへの働きかけも、積極的に行っていきたいと思っています。

平成26年					27年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	7月	8月	
基礎研修	「市民後見概論」「市民後見人へのサポート体制」等 (7科目)							課題研修
	専門研修 「高齢者・認知症の理解」「後見人の実務」「関係諸制度(年金・保険)」等 (18科目)							レポート提出
	実践研修 生活支援員活動 (おおむね月1回～3回程度)							